

東浦町

パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

4.1 START

パートナーシップ制度とは？

お互いを人生のパートナーとして、長く生活の基盤を協力して作り上げていくことを約束した2人が宣誓し、町がその宣誓を受理したことを証明する制度です。性的マイノリティを含む、パートナー関係にある方々が利用することができます。この制度は法律上の婚姻とは違い、法的な効力は発生しませんが、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものです。

ファミリーシップ制度とは？

パートナー関係にあるふたりに加え、その親や子どもなど、近親者も含めて町が「家族」と認めるものです。

市民・事業者の方へ

お店や病院などで、パートナーであることを証明するために、証明カード等が提示されることがあります。この制度は、お二人が互いを人生のパートナーとすることを宣誓されたことを、東浦町が証するものです。婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、多様な生き方を尊重し、誰もが暮らしやすいまちを目指す、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いします。また、この制度を利用する方の性の在り方(性同一性(性自認)や性的指向等)や、この制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

宣誓を することが できる方

異性・同性を問い
ません。性的マイ
ノリティ以外の方
も宣誓できます

パートナー関係にある方

【宣誓の条件】

- ・双方が成年であること(満18歳以上)
- ・少なくともどちらかが町内に住んでいること、または3か月以内に転入予定であること
- ・双方に配偶者がいないこと
- ・双方が他の方とパートナー関係にないこと
- ・民法上婚姻できない関係でないこと(養子縁組を除く)

宣誓により 受けられる サービス

- ・町営住宅の入居申込み(同居することが条件)
- ・災害弔慰金の申請
- ・保育所入所申込み
- ・住民票に続柄を「縁故者」と記載 など

宣誓方法

住民自治課の窓口または郵送で宣誓書と必要書類を提出

●**必要書類** 住民票、配偶者がいないことを証明する書類(戸籍、独身証明書等)、本人確認書類など

※宣誓書は住民自治課窓口または町ホームページからダウンロード

※窓口での宣誓の場合は、事前予約が必要です。詳細は町ホームページへ

申請前に
2次元コードを
チェック!



窓口 での 宣誓の 場合



宣誓日の予約

宣誓日の7日前までに電話
またはメールなどで住民自
治課へ



宣誓日当日

宣誓書と必要書類を
住民自治課へ持参

証明書などの交付

簡易書留で
代表者に郵送



宣誓証明書

宣誓証明
カード



郵送 での 宣誓の 場合



宣誓書と 必要書類を郵送

配達記録が残る方法(簡易書
留など)で送付してください。
※書類に記載の日付が宣誓
日となります。



役場から 電話で確認

宣誓内容について、
確認連絡をします。

問い合わせ

東浦町役場 企画政策部 住民自治課 住民自治係

TEL : 0562-83-3111 (内線295) MAIL : juminjichi@town.aichi-higashiura.lg.jp